

資本金に関する『外貨管理』

中国に現地法人を設立し（中国）国外との取引を行う場合には、基本的には外貨（人民元以外の通貨）での取引を行うこととなります。中国における外貨取引は厳格な外国為替制度により管理がなされています（以下、外貨管理といいます）。したがって、現地法人設立後の外貨建て取引には、必ず外貨管理の規制が及ぶこととなります。外貨管理は外貨での取引一般に関する規制ですので、親子ローンなど各種外貨建てローン（外債）などや、貿易取引、ロイヤルティなどの非貿易取引にも及びますが、今回は、現地法人設立時の資本金に関する規制について説明いたします。

1、投資に関する規制 一量的規制

外国（日本）からの投資によって中国に現地法人を設立する場合、その投資金額は、商務部門（上海市でいえば、上海市商務委員会）によって許可された範囲内の金額において認められることとなります（※1）。そして、その場合の投資は、人民元が国際化されていない現在では原則として外貨によって行われることとなります。したがって、外貨での投資金額が商務部門により許可された範囲内に限定されることとなり、これは外貨管理に伴う規制の一側面であるといえます。

（※1）外国からの投資によって中国に現地法人を設立する場合、投資金額は、『投資総額』及び『登録資本金』によって規制されることとなります。この点に関しましては、十六アジアレポートの2011年8月号を参照ください。

2、送金された資本金に関する規制 一両替規制

中国での現地法人の設立に当たっては、上記の通り、投資者から商務部門により許可された範囲内の資本金の外貨送金を受け、現地法人の経営が開始されます。従前は、資本金として送金された外貨については、比較的自由に人民元に両替して使用することが可能でした。しかし、中国の外貨準備高の高まりを受け、中国への外貨の流入を抑制するといった外貨管理が施行されるに伴って、人民元への両替に関しては以下のように厳しく規制されるに至っています。現地法人設立当初においては、設備投資、開業準備費用等、多くの支出が必要となり、これらの支出は資本金として送金された外貨を人民元に両替して使用する必要があります。このような設立当初の支払いを円滑に行うためにも、以下の規制については十分な注意が必要となります。

■外貨で送金された資本金の人民元への両替に関する規制

区 分	規制の内容
資本金の一般的な支出に關した人民元への両替の限度額(経費項目に關する支出に關する両替)	1回 50,000 USD(相等の外貨)以内、かつ 1ヶ月の両替可能金額は 100,000 USD(相等の外貨)以内。
特別な支出(設備投資、開業準備等)に關する資本金の人民元への両替に關する規制	個別の取引ごとに管理が行われ、当該取引の支払に必要な両替について、事前に契約書(請求書)等の支払根拠の提示が必要とされます。 また、両替の事後に当該取引の支払に關するエビデンス(領収書等)の提示が必要とされます。 ※特に後者の条件が満たされない場合には、次の両替が認められないため、要注意となります。